

告 示

埼玉県告示第千三百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）角上魚類草加店

埼玉県草加市松原四―七百九十一―三の一部

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

ご承知の様に、店舗北側の市道は草加市立松原小学校の通学路です。店舗を利用する車の出入口が設置される様ですが、安全を確保する為の警備員を常に配置して頂きます様、お願いできればと思います。一年生だけの下校や、土日の授業があるときなど、心配な所があります。保護者にも見守りを声掛けしてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

二 縦覧期間

令和五年十一月七日から令和五年十二月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター